

新しい法律のご案内

LINE UP

トラックの火災事故で
製造物責任が認められました ……1頁

損害賠償金の支払方法に関する新しい最高裁判例が出ました ……2頁
「経営者保証に関するガイドライン」について
——保証人になっておられる皆様へ ……3頁



トラックの火災事故で製造物責任が 認められました



弁護士 松 森 彬

1. トラックと積荷が全焼

大阪の運送会社の大型トラックが、広島県内の山陽自動車道を走っていたところ、突然、エンジンから出火し、車両と航空貨物の積荷（約1億円）が全焼しました。運送会社は、メーカー（いすゞ自動車）に調査を求めるましたが、メーカーは、運送会社のオイル・メンテナンスの不備の可能性があると主張しました。運送会社は、納得がいかないとして裁判を起こしました。

私たちは、事故直後から相談を受け、会社の皆さんや、整備士や技術士と一緒に検討しました。別のメーカーのトレーラーのタイヤが外れて歩行者に当り、死亡事故を起こした実話を元に、作家の池井戸潤さんが書かれた「空飛ぶタイヤ」という小説があります。この裁判でも、原因をめぐって双方の言い分は真っ向から対立しました。ボルトの製造会社に行って資料をもらい、又、図書館に行って技術書も読みました。運送会社はオイルの点検整備をした記録を残しており、点検整備の不備が無いことは証明できましたが、原因については、エンジンが壊れていることもあり、細部の点で分からぬところもありました。

大阪地裁は、2019年3月の判決で、メーカーが十分な資料を出さなかったことや、裁判官が取扱説明書を読みまちがったことがあり、請求を認めませんでした。

運送会社は高裁に控訴し、私たちは、メーカーが説

明しなかった点も積極的に調べ、証拠を追加しました。その結果、大阪高裁は、今年4月28日、地裁の判決を変更し、メーカーに損害の賠償を命じ、運送会社にとって全面勝訴の判決を出しました。

トラックの火災事故で製造物責任が認められた初めての判決だと思います。毎日新聞で報道されましたのでご覧いただいた方もあるかもしれません。メーカーは上告（上告受理申立）をしましたが、最高裁は原則として法律解釈の問題しか扱いませんので、高裁判決が確定すると思います。

2. 製造物責任法で欠陥が認められる場合

ア 「製造物責任法」（PL法）は、製品事故があったときに被害者の救済をはかるためにできた法律です。この法律ができるまでは被害者が専門的な原因や因果関係の全部を証明する必要がありましたが、それでは製品事故の被害救済はできませんので、外国で製造物責任法が作られ、日本でも26年前（1995年）にできました。

ただ、法律の欠陥についての規定が抽象的で、数百件の訴訟のなかで欠陥が認められたケースは、2～3割だと思います。特に、自動車の場合は、リコール制度があって不具合の部品の取り換えが行われることや、トラックの場合はエンジンの無償交換な

どで示談が行われ、裁判になることは少なかったといえます。

イ この10年程の間に、十数件の判決が欠陥を判断する枠組を示しました。それは、製品事故の被害者が、「通常の用法で使用していたにもかかわらず（点検整備が必要なときは点検整備も適切に実施していたことの立証も必要）、製品が破損、出火などの事故を起こしたことを証明したときは、それ以上に製品の欠陥の内容や事故に至った原因・機序までを主張立証しなくとも、欠陥があると推定される」というものです。メーカーは、製品内に欠陥はないことを反対に証明する必要があります。この判断の仕方で、工場の乾燥装置、大型シュレッダー、自動販売機、

ヘリコプター、乗用車、自転車、足場台、エアコン、ふとん乾燥機、ノートパソコン、携帯電話などについて欠陥が認められました。

ウ 今回の大阪高裁の判決も、この判断枠組でよいとし、本件でメーカーの反証はできていないとして、トラックの火災事故で初めて製造物責任を認めました。

これまで、メーカーは、よく調べずに被害者の使い方が原因だと言い、裁判では、立証責任は被害者にあるとして、メーカーの情報は出さず、被害者の主張にケチをつけるという姿勢が多くかったようです。今回の大阪高裁の判決は、製品事故があったときは、メーカーは原因をきちんと調査し、誠実に対応する必要があることを示したと思います。

損害賠償金の支払方法に関する 新しい最高裁判例が出ました



弁護士 高 江 俊 名

1. 「逸失利益」について定期払いで賠償を受けることはできるか？

交通事故などによって被害者が怪我をして後遺障害が残った場合、被害者は、後遺障害のために稼働能力が低下したものとして、「逸失利益」の賠償を求めることができます。

逸失利益の賠償は、稼働能力の低下により、本来なら将来得られるはずだった収入を失うことの損害を賠償してもらうものですが、損害賠償の実務では、事故後の示談交渉や訴訟の時点で一括して支払を受けるのが一般的です。

では、この逸失利益について、将来にわたって定期的に年金のような形で賠償を受けることは可能でしょうか？

2. 定期金での賠償を認める最高裁判例

将来の逸失利益について、現時点で一括で賠償を受ける場合、その算定において、「中間利息の控除」がなされます。これは、例えば、10年後の逸失利益を100万円とした場合、現時点では被害者が100万円を受け取ると、その100万円を10年間預金にしていれば、それに利息が付いて、被害者はその利息分、逆に得をしてしまうことになります。そこで、その間得られることになる利息分を差し引いて賠償額を算定する、とい

うことなのですが、これまで、その「中間利息の控除」は、利息の利率を5%として算定されてきました。その結果、低金利あるいはゼロ金利の状態が続く中で、被害者が得る逸失利益がその分目減りすることが問題になり、被害者によっては、それなら一括ではなく、定期金として賠償を求める、ということが行われるようになったのです。当事務所でも、依頼者の方の意向で、後遺障害の逸失利益について定期金の形で請求し、認められたことがあります。

他方、加害者や保険会社の側にとっては、逆に、支払総額が増えることになりますし、将来にわたって長期的に支払を管理する負担も生じます。

そのため、逸失利益について定期金での賠償請求が認められるかどうかがこれまで裁判で争いになってきたのですが、このたび、最高裁の判例で、被害者が定期金での支払を求めている場合は、後遺障害の逸失利益について定期金での賠償を命じることができるとの判断が示されました（最高裁令和2年7月9日判決）。

3. 被害者が別の原因で早く亡くなった場合はどうなるか？

定期金での賠償に関しては、理論的な問題として、被害者が事故後にその事故とは別の原因で早く亡く

なった場合、賠償は打ち切りになるか？という問題があり、これまで議論になってきました。

この点については、一括で賠償を求める場合であっても、被害者が事故後、損害賠償の裁判をしている間に別の原因で亡くなったような場合には同じことが問題になりますが、最高裁は、実際にそのことが問題になった裁判で、被害者が別の原因で亡くなつたことは考慮せず、平均的な稼働年齢まで生きている前提で逸失利益を算定するとの判断を示しています（最高裁平成8年4月25日判決）。

ただ、他方で、最高裁は、被害者の損害のうち将来の介護費用については、事故後に被害者が死亡した場合は、死亡後の期間にかかる介護費用を損害として認めることはできないとの判断を示しています（最高裁平成11年12月20日）。

そのため、今回の新しい最高裁判例の裁判では、逸失利益について定期金での賠償請求が認められた場合、その終期はどうなるのか（被害者の死亡時が終期となるのか）ということも問題になったのですが、最高裁は、後遺障害による逸失利益について定期金で賠償を命ずる場合は、その終期は、被害者の死亡時ではなく、平均的な就労可能期間の終期（通常67才までとされています。）とする判断を示しました。

4. 今後の実務への影響

民事訴訟法117条は、判決で定期金での賠償が命じられている場合、裁判の終了後に、賠償額算定の基礎とされた事情に著しい変更が生じたときは、当事者は、判決の変更を求めることができると定めています。

そのため、被害者の後遺障害が、裁判後に想定外に回復したような場合は、被害者は、相手方から、定期金の賠償額の減額を求めて裁判をされる可能性があります。

また、逸失利益を算定する際の中間利息の控除については、令和2年4月からの民法改正で、利率をそれまでの5%から3%に引き下げる改正がなされています。

とはいっても、現在の金利状況からすると、特に逸失利益の額が大きい場合は、被害者にとっては、中間利息の控除で金額が目減りすることに納得がいかないと感じられることもあるかと思います。

そのようなことからすると、後遺障害の逸失利益について、定期金での賠償請求を認めた今回の最高裁判例が今後の損害賠償実務に与える影響は、小さくないものと思われます。

なお、今回の最高裁判例は、後遺障害による逸失利益についての判断であり、被害者が事故で死亡した場合の逸失利益については、別問題であるとされています。

「経営者保証に関するガイドライン」について—保証人になっておられる皆様へ—



弁護士 柳 本 千 恵

1. 「経営者保証に関するガイドライン」の策定

(1) 中小企業が金融機関から融資を受けようすると、ほとんどの場合、経営者の個人保証（以下、「経営者保証」）を求められます。中小企業庁からは、8割強の中小企業が経営者保証をついているとの調査結果が公表されています。

経営者保証には、企業の信用を補完して資金調達を容易にするという面がある一方で、保証後は、経営者による思い切った事業展開や、経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生等の着手を阻害する要因ともなってきました。

このような状況に鑑み、中小企業における経営者保証に関して、2013年8月に「経営者保証に関

するガイドライン研究会」が組織され（日本商工会議所と全国銀行協会が事務局）、金融・商工団体の関係者、弁護士、公認会計士や、中小企業庁や金融庁等の関係省庁等も参画し、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）及びQ&Aが策定されました。ガイドラインは、2014年2月から運用されています。ガイドライン及びQ&Aの内容は、中小企業庁のHPで見ることができます。

(2) ガイドラインに法的拘束力はありませんが、主たる債務者（中小企業）、保証人及び債権者は、自主的自律的なルールとしてガイドラインを遵守し、ガイドラインに基づく保証契約の締結、保証債務

の整理等における対応について、誠実に協力することとされています。

2. ガイドラインの2つの柱

(1) 保証契約の締結時・解除時の対応

ガイドラインの1つ目の柱は、経営者保証に依存しない融資の促進を中小企業や債権者に求めることです。

例えば、債権者は、条件付きの保証契約（債務者が財務状況等に関する報告義務に違反しなければ保証の効力が発生しないといった保証契約）や金利の上乗せ等、経営者保証の機能を代替する融資手法の充実を図ることとされています。

また、既に経営者保証がされているケースにおいて、主たる債務者や保証人から保証契約の解除等の申入れがあった場合、債権者には、経営者保証の必要性や適切な保証金額等について改めて検討すること、事業承継が生じた場合、前経営者が負担する保証債務について後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討すること、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権を有しているか等の事情を勘案して、保証契約の解除について適切に判断すること等といった対応が求められています。

(2) 保証債務整理時の対応

ガイドラインのもう一つの柱は、保証債務整理時の対応です。

主たる債務者（中小企業）が破産手続や民事再

生手続等の債務整理手続の申立てを行った場合において、保証人が主たる債務者の経営者である等の要件を満たす場合、保証人は、ガイドラインに基づく保証債務の整理を債権者に申し出ることができます。

ガイドラインに基づく整理のメリットは、破産手続で保証債務を整理する場合に比べて、多くの財産を残せる点にあります。

破産手続によった場合、破産者が手元に残せる財産は合計99万円以下に限られます。また、所有する不動産は売却して債権者への弁済に充てなければなりません。

他方、ガイドラインによった場合、99万円を超える現金や生命保険等の解約返戻金についても手元に残すことができます（残せる額の上限はあります。）。また、保証人の自宅についても手元に残せる可能性があります。

保証人は、手元に残せる範囲を超える財産を債権者への弁済に充てます。

3. ガイドラインに基づく整理手段について

ガイドラインに基づく保証債務整理の手段としては、再生支援協議会の支援を得て整理する方法や简易裁判所の特定調停を利用する方法等、いくつかの手段があります。

当事務所が担当した事案では、再生支援協議会の支援のもと、ガイドラインに基づく保証債務の整理を行い、99万円を超える現金等や自宅を保証人の手元に残すことができました。

あとがき

新型コロナウィルス感染症が収まりませんが、皆様いかがお過ごしでしょうか。早く元の生活ができるように祈るばかりです。

事務所ニュースの初夏号をお送りさせていただきます。

今回は、「トラックの火災事故で製造物責任が認められました」、「損害賠償金の支払方法に関する新しい最高裁判決が出ました」、「『経営者保証に関するガイドライン』について一保証人になっておられる皆様へー」を掲載しています。

2021年（令和3年）6月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階
電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/> (ホームページには地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江俊名

弁護士 松森彬

弁護士 柳本千恵